

## 遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針(案)への 都民のご意見とその反映状況

募集期間：平成17年11月1日から11月14日まで  
意見総数38通（内訳は農業者2、研究・種苗関係者10、生協・消費者団体15、個人等11）

| 項目                   | 主なご意見など   | ご意見の反映状況  |
|----------------------|---|---|
| <b>対応指針(案)全般について</b> |   |   |
|                      | <p>遺伝子組換え作物の栽培に関して一定の手続きを定めることを評価する。</p> <p>国が安全性を審査し承認した遺伝子組換え作物に対し、都がさらに規制を行うことには反対である。また都民の漠然とした不安に対応するのであれば、規制より情報提供による理解増進こそが行政の役割である。</p> <p>指針の策定が研究や科学技術の発展を阻害しないよう留意してほしい。</p> <p>対応指針に従わなかった場合、罰則がなければ実効性のある対策にならない。従って条例化が必要である。</p> <p>一般ほ場は原則禁止、隔離ほ場は許可制とした条例とすべきである。</p> <p>安全性や環境への影響について不安があるので、遺伝子組換え作物の栽培は禁止すべきである。</p> | <p>引き続き、的確な情報提供やリスクコミュニケーションに努めていきます。</p> <p>一律の規制的な手法でなく、当面は指針による指導等により個別に調整を図ることとします。</p> |
| <b>基本認識</b>          |   |   |
|                      | <p>遺伝子組換え作物が栽培された場合の影響について、交雑、混入の両面の不安を指摘し、市民や農業者の実感に近い点を評価する。</p> <p>遺伝子組換え技術は、食糧問題や環境問題などを解決するため重要な技術の一つである。また、今後は医療分野への応用などの可能性がある。</p> <p>遺伝子組換え作物は国により審査され安全である。</p> <p>遺伝子組換え作物の安全性や環境への影響について未解明な部分が多く、不安である。</p> <p>遺伝子組換え作物を使った単独企業による農作物の独占化や環境悪化が懸念され、農家の持続的・自立的な営農を脅かす可能性がある。</p>   | <p>指針に遺伝子組換え技術に関する記述を追加しました。</p> <p>指針に同様の趣旨を記述しました。</p> <p>今後の参考とします。</p>                  |
| <b>指針適用対象の範囲</b>     |   |   |
|                      | <p>「一般ほ場での栽培」など用語の定義がないため試験研究機関が行う一般ほ場での試験栽培や農業者以外が家庭菜園で栽培する場合などについて対象となるのか不明確である。</p>  | <p>指針に用語の定義を明記しました。</p>   |

## 指導方針

### (1) 一般ほ場での栽培

|   |   |
|---|---|
| 「近隣住民や農業者の理解を得ること」とあるが、近隣の範囲が定まっていない。また、理解を得るための手順が明確でないので、説明会の開催を明記すべきである。                                   | 指針に説明会の開催を明記しました。                             |
| 交雑・混入を確実に防止できる措置が必要であるが、科学的に未解明な部分が多い。防止措置の基準づくりには関係者の合意形成が必要である。<br>一般ほ場での交雑・混入防止措置は事実上困難なため、栽培は原則禁止とすべきである。 | 指針に交雑・混入防止措置等について外部有識者の意見を聞く体制を明記しました。        |
| 「経済的被害への対応」を明記したことを評価する。また汚染者負担の原則を明確化すべきである。<br>経済的被害の内容が不明確である。また、風評被害とは区分すべきである。                           | 指針に「交雑・混入による」を明記し範囲を明確化しました。また、風評被害とは区分しています。 |
| 遺伝子組換え作物が輸入され消費されている実態に比べ、国内の栽培のみ交雑・混入を厳しく規制することには疑問を感じる。   | 引き続き、的確な情報提供やリスクコミュニケーションに努めます。               |
| 交雑・混入による経済的な被害への対応については、遺伝子組換え作物は国により安全性が確認されているので、通常栽培されている一般農作物同士の対応と同様になされるべきである。                          | 具体的な経済的被害への対応については関係者間で調整するものと認識しています。        |
| 種子段階の混入についての責任も明記すべきである。  | 今後の栽培状況や社会状況の変化等を注視します。                       |

### (2) 当面の対応

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 当面の措置として、栽培しないよう指導することを評価する。<br>手続や審査体制を明確化するとともに速やかに整えることを求める。<br>当面でなく永久に栽培しないよう指導すべきである。 | 指針に栽培計画書について外部有識者の意見を聞く体制を明記しました。 |
|---|-----------------------------------|

### (3) 隔離ほ場での栽培

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 国が定めた法令や第1種実験指針を遵守すれば周辺農産物への交雑や混入は起こらないことから、「経済的被害への対応」は不要である。<br>隔離ほ場での試験においても都が指導できる仕組みが必要である。 | 引き続き、交雑・混入に関する情報や科学的知見の収集に努めます。 |
|--|---------------------------------|

### (4) 公表

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 栽培についての情報は、指導に応じる、応じないに関わらず積極的に公表してほしい。 | 指針に指導状況等を公表することを明記しました。 |
|---|-------------------------|

## 都の対応

|   |  |
|---|--|
| 遺伝子組換え作物と特別栽培農産物との関係が整理されていない。<br>食品安全条例との関係を明確にしてほしい。  | 今後の栽培状況や社会状況の変化等を注視し、引き続き、都内産農産物の安全・安心施策を推進していきます。 |
| 不安や混乱を回避するには、正しい情報の提供が重要である。都には風評被害の防止に向け積極的に対応してほしい。<br>共存施策の検討や風評被害の防止に積極的に対応してほしい。<br>消費者の不安感がある限り東京では共存は成り立たない。 | 引き続き、的確な情報提供やリスクコミュニケーションに努めます。                    |